

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
8月16日
(火曜日)

目次

- 告示
- 一 地方卸売市場の開設者の地位の承継に伴う変更(水産課)……………一
 - 二 地方卸売市場の卸売業者の地位の承継に伴う変更(水産課)……………二
 - 三 特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(河川開発課)……………三
 - 四 臨港地区の分区の指定(三件)(港湾課)……………四
 - 五 ………………五



山口県告示第四百四十五号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十五条の規定に基づき許可した地方卸売市場の開設者及び名称について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。

平成十七年八月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 許可番号 水開第一号
- 二 開設者の名称及び住所

譲	受	住	所
名	称	住	所
山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号		
地方卸売市場の名称			
変	更		
山口県漁協榑ヶ浜地方卸売市場			
			後

譲	渡	住	所
名	称	住	所
山口県漁業協同組合	周南市大字榑ヶ浜二四の九五		
地方卸売市場の名称			
変	更		
榑ヶ浜地方卸売市場			
			前

- 四 地方卸売市場の所在地
周南市大字榑ヶ浜二四二の九五
変更年月日
平成十七年八月一日

- 一 許可番号 水開第一〇号
- 二 開設者の名称及び住所

譲	受	住	所
名	称	住	所
山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号		
地方卸売市場の名称			
変	更		
山口県漁協仙崎地方卸売市場			
			後

譲	渡	住	所
名	称	住	所
山口ながと漁業協同組合	長門市仙崎四二九五の八		
地方卸売市場の名称			
変	更		
山口ながと漁業協同組合仙崎地方卸売市場			
			前

- 四 地方卸売市場の所在地
長門市仙崎四二九五の八
変更年月日
平成十七年八月一日

- 一 許可番号 水開第一八号
- 二 開設者の名称及び住所

譲	受	住	所
名	称	住	所
山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号		
地方卸売市場の名称			
変	更		
山口県漁協江崎地方卸売市場			
			後

譲	渡	住	所
名	称	住	所
山口はぎ漁業協同組合	萩市大字椿東六四四六の五		
地方卸売市場の名称			
変	更		
山口はぎ漁協江崎地方卸売市場			
			前

- 四 地方卸売市場の所在地
萩市大字江崎下開作埋立
変更年月日
平成十七年八月一日

山口県漁協江崎地方卸売市場
萩市大字江崎下開作埋立
変更年月日
平成十七年八月一日

一 許可番号 水開第二八号	二 開設者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	地方卸売市場の名称	山口県漁協秋穂地方卸売市場	地方卸売市場の所在地	吉敷郡秋穂町東五九一五の一	変更年月日	平成十七年八月一日
一 許可番号 水開第三七号	二 開設者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	地方卸売市場の名称	山口県漁協秋穂地方卸売市場	地方卸売市場の所在地	吉敷郡秋穂町東五九一五の一	変更年月日	平成十七年八月一日
一 許可番号 水開第五五号	二 開設者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	地方卸売市場の名称	山口県漁協秋穂地方卸売市場	地方卸売市場の所在地	吉敷郡秋穂町東五九一五の一	変更年月日	平成十七年八月一日
一 許可番号 水開第五五号	二 開設者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	地方卸売市場の名称	山口県漁協秋穂地方卸売市場	地方卸売市場の所在地	吉敷郡秋穂町東五九一五の一	変更年月日	平成十七年八月一日

一 許可番号 水開第五七号	二 開設者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	地方卸売市場の名称	山口県漁協秋穂地方卸売市場	地方卸売市場の所在地	吉敷郡秋穂町東五九一五の一	変更年月日	平成十七年八月一日
一 許可番号 水開第五七号	二 開設者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	地方卸売市場の名称	山口県漁協秋穂地方卸売市場	地方卸売市場の所在地	吉敷郡秋穂町東五九一五の一	変更年月日	平成十七年八月一日
一 許可番号 水開第五七号	二 開設者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	地方卸売市場の名称	山口県漁協秋穂地方卸売市場	地方卸売市場の所在地	吉敷郡秋穂町東五九一五の一	変更年月日	平成十七年八月一日
一 許可番号 水開第五七号	二 開設者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	地方卸売市場の名称	山口県漁協秋穂地方卸売市場	地方卸売市場の所在地	吉敷郡秋穂町東五九一五の一	変更年月日	平成十七年八月一日

山口県告示第四百四十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の規定に基づき許可した地方卸売市場の卸売業者について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。

平成十七年八月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 許可番号 水卸第一号	二 卸売業者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	地方卸売市場の名称	山口県漁協秋穂地方卸売市場	地方卸売市場の所在地	吉敷郡秋穂町東五九一五の一	変更年月日	平成十七年八月一日
一 許可番号 水卸第一号	二 卸売業者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	地方卸売市場の名称	山口県漁協秋穂地方卸売市場	地方卸売市場の所在地	吉敷郡秋穂町東五九一五の一	変更年月日	平成十七年八月一日
一 許可番号 水卸第一号	二 卸売業者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	地方卸売市場の名称	山口県漁協秋穂地方卸売市場	地方卸売市場の所在地	吉敷郡秋穂町東五九一五の一	変更年月日	平成十七年八月一日
一 許可番号 水卸第一号	二 卸売業者の名称及び住所	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号	地方卸売市場の名称	山口県漁協秋穂地方卸売市場	地方卸売市場の所在地	吉敷郡秋穂町東五九一五の一	変更年月日	平成十七年八月一日

変更後 前

山口県漁協榑ヶ浜地方卸売市場
地方卸売市場の所在地
周南市大字榑ヶ浜二四二の九五
変更年月日
平成十七年八月一日

五

一 許可番号 水卸第一〇号
二 卸売業者の名称及び住所

名 譲
称 受
住 住
所 所
人 人

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町一丁目四番二四号

三 地方卸売市場の名称

山口県漁協仙崎地方卸売市場
変更後

榑ヶ浜地方卸売市場
山口ながと漁業協同組合
山口ながと漁業協同組合
長門市仙崎四二九五の八
変更前

四 地方卸売市場の所在地
長門市仙崎四二九五の八
変更年月日
平成十七年八月一日

五

一 許可番号 水卸第一八号
二 卸売業者の名称及び住所

名 譲
称 受
住 住
所 所
人 人

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町一丁目四番二四号

三 地方卸売市場の名称

山口県漁協江崎地方卸売市場
変更後

山口はぎ漁業協同組合
萩市大字榑東六四四六の五
山口はぎ漁協江崎地方卸売市場
変更前

四 地方卸売市場の所在地
萩市大字江崎下開作埋立地
変更年月日

五

平成十七年八月一日

一 許可番号 水卸第三二号
二 卸売業者の名称及び住所

名 譲
称 受
住 住
所 所
人 人

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町一丁目四番二四号

三 地方卸売市場の名称

山口県漁協秋穂地方卸売市場
変更後

秋穂地方卸売市場
秋穂漁業協同組合
吉敷郡秋穂町東五九一五の無番地
変更前

四 地方卸売市場の所在地
吉敷郡秋穂町東五九一五の一
変更年月日
平成十七年八月一日

五

一 許可番号 水卸第三五号
二 卸売業者の名称及び住所

名 譲
称 受
住 住
所 所
人 人

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町一丁目四番二四号

三 地方卸売市場の名称及び所在地
周南市地方卸売市場水産物市場
周南市晴海町四番五号
変更年月日
平成十七年八月一日

四

徳山市漁業協同組合
周南市築港町一七番七号
変更前

一 許可番号 水卸第四〇号
二 卸売業者の名称及び住所

名 譲
称 受
住 住
所 所
人 人

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町一丁目四番二四号

三 地方卸売市場の名称及び住所

豊北町漁業協同組合
下関市豊北町大字神田三七九八の一
変更前

四

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町一丁目四番二四号

- 一 許可番号 水卸第五九号
 - 二 卸売業者の名称及び住所
 山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号
 - 三 地方卸売市場の名称
 山口県漁協秋地方卸売市場
 - 四 地方卸売市場の所在地
 萩市大字椿東六四四六
 - 五 変更年月日
 平成十七年八月一日
-
- 一 許可番号 水卸第四一号
 - 二 卸売業者の名称及び住所
 山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号
 - 三 地方卸売市場の名称
 山口県漁協湊地方卸売市場
 - 四 地方卸売市場の所在地
 長門市東深川一一一の四
 - 五 変更年月日
 平成十七年八月一日
-
- 一 許可番号 水卸第五五号
 - 二 卸売業者の名称及び住所
 山口県漁業協同組合 下関市伊崎町二丁目四番二四号
 - 三 地方卸売市場の名称
 山口県漁協植生地方卸売市場
 - 四 地方卸売市場の所在地
 山口県漁協植生地方卸売市場
 - 五 変更年月日
 平成十七年八月一日

山口県告示第四百四十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定により、真締川治水ダム建設事業真締川ダム取水放流設備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年八月十六日

山口県知事 二井 関成

一 真締川治水ダム建設事業真締川ダム取水放流設備工事

(一) 工事場所 宇部市大字川上字大固屋地内

(二) 工事の概要

名称	構造	規模
真締川ダム取水放流設備	スライドゲート ジェットフローゲート	最大取水量 毎秒〇・八七立方メートル

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

こと。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。)(を受けていること。

3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平成十七年八月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事がその結果の通知(平成十六年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合にあつては、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知)を行ったものうち直近のもの(以下「経営事項審査」という。)(の鋼構造物工事の総合評点又は総合評定値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の鋼構造物工事の総合評点又は総合評定値が八百以上であること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

宇部土木建築事務所 宇部市琴芝一丁目一番五〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年八月十六日から同年九月九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年九月二十九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、宇部土木建築事務所(電話〇八三六一二一七二二五)にすること。

山口県告示第四百四十八号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、由宇都市計画臨港地区堀田臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県岩国港湾管理事務所及び由宇町役場において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十六日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

漁港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

玖珂郡由宇町字堀田開作の一部

(二) 面積

〇・一ヘクタール

山口県告示第四百四十九号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、由宇都市計画臨港地区港町臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県岩国港湾管理事務所及び由宇町役場において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十六日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

商港区及び漁港区

二 分区の位置及び区域

(一) 商港区

1 位置

玖珂郡由宇町港町二丁目及び港町三丁目の各一部

2 面積

○・八ヘクタール

(二) 漁港区

1 位置

玖珂郡由宇町港町二丁目及び南沖二丁目の各一部並びに南沖二丁目地先

2 面積

○・七ヘクタール

山口県告示第四百五十号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、由宇都市計画臨港区地区有家臨港区地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県岩国港湾管理事務所及び由宇町役場において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月十六日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

漁港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

玖珂郡由宇町字有家浦の一部及び字有家浦地先

(二) 面積

○・三ヘクタール

平成十七年八月十六日印刷
平成十七年八月十六日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)